



■委員長挨拶により開会。

■所管事項調査「住民と議会との懇談会における調査項目について」関係各課から説明を受け、調査を行った。

●初めに、愛媛県松野町上家地地区での民間事業者が行う養豚場建設に係る四万十川への影響について、地域企画課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：村上総合支所長兼地域企画課長】**

民間業者による事業で、敷地面積は約4万㎡で、年間に2万頭の出荷を予定しており、常時1万頭を飼育する形のものである。事業費は20億円で、事業開始年度は令和7年度を目標にしていると聞いている。四万十川への影響については、排せつ物を外部に出さない無排水システムを使用しており、し尿はすべておがくずに吸収することによって、環境に配慮する措置を行っている。し尿をおがくずに吸収したものについては、約1か月かけてたい肥にしていく。作ったたい肥はキャベツ畑に使用するが、畑に散布したらすぐに巻き込んで、川に流れ込まないようにすることで濁水を発生させない。また、キャベツ畑の各所に沈砂池を設けて濁水対策を講じることになっている。令和7年度にすべての豚舎を作るのではなく、徐々に増やしていく形になるため、年度当初は2万頭の出荷にはならないと思っている。

**【質疑：大西委員】**

例えば災害とか、大雨が降って、し尿等が四万十川に流れ込む等も気にされていた。そこら辺の対策はこれで十分という考えか。

**【答弁：村上総合支所長兼地域企画課長】**

元々、し尿自体は外に出さないというシステムである。豚舎やたい肥舎が、災害で崩れない限り、四万十川に流れ込むことはないと考えている。

**【質疑：大西委員】**

このシステム自体、敷地内で全部完結し、たい肥を外に貯めておくということはないのか。

**【答弁：村上総合支所長兼地域企画課長】**

たい肥を作って、外に山積みにするようなことは一切ないと聞いている。

※他に質疑なく終了。

●続いて、パートナーシップ制度の本市の現状と取組について、市民・人権課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：加用市民・人権課長】**

パートナーシップ制度とは、主に同性カップルなどが、お互い人生のパートナーとして、日常生活において、経済的、物理的、精神的に協力することを誓約することについて、地方自治体が証明する制度である。内容は自治体によって異なるが、証明書によって、公営住宅への入居が認められたり、病院で家族として扱ってもらえたり等、一定の効力が期待できる。法的な権利の発生や扶養の義務等は伴わないが、性の多様性を尊重し、性的少数者の気持ちに寄り添うことができる制度として、現在、全国の自治体で、この制度の導入が増えてきている。本市においては、パートナーシップ制度の導入に向け、本年度より取組を進めており、性の多様性についての理解と意識の高揚を図るため、講演会を開催し、情報発信をしている。昨年12月に開催した人権フェスティバルでは、トランスジェンダー当事者を講師に招き、講演していただいた。来年度も性の多様性についての講演等を予定しており、その後、取組状況やその成果を検証し、要綱等の制定により、制度の導入を行いたいと考えている。

※説明に対する質疑なく終了。

●続いて、リサイクルの分別費用について、環境生活課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：山本環境生活課長】**

結論から言うと、この事案については既に対応済みである。リサイクルの分別費用とは、ゼロカーボン推進交付金のことである。令和5年11月8日に開催された、第2回ゼロカーボンに係る推進交付金及び家庭ゴミの収集方法等に関する検討委員会において協議しており、市としては、現在、年間400万円を交付しているが、令和6年度までの3か年で終了するのではなく、この交付金については必要性があるので、令和7年度以降も内容を精査しながら継続していきたい旨を伝えている。

※質疑なく終了。

●続いて、下田小学校の学童保育の開設場所について、子育て支援課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：中脇子育て支援課長】**

下田小はまっこ教室は、現在、防災拠点施設を利用し運営しているが、非常に手狭である。有事の際には利用できなくなるなど課題が多い場所と認識しているが、要望いただいた旧下田中学校体育館については、電気・水道・トイレ等のインフラ関係や火災通報装置の問題などで利用が難しい状況である。そういったことから、学童保育の開設場所としては、現在課題が多い旧下田中学校体育館ではなく、以前保護者からも要望のあった下田小学校の空き教室での実施を検討している。小学校の校庭や体育館を使うことで、安全で伸び伸び遊ぶことができることから、現在の防災拠点施設に比べ、より良い環境が提供できると考えている。

**【質疑：川淵委員長】**

もともと低いところにあったものを高台に移した。いつ地震が起きるか分からない状況の中で、また下に降りないといけないことについて、保護者は問題視していると思う。全体的に、保護者はどのような判断をしているか。

**【答弁：中脇子育て支援課長】**

全体としての意見の方向性については聞いていない。

**【質疑：川淵委員長】**

方向性を把握できていないことについては、今後、保護者と懇談会を持ったうえで、再検討する余地があるということか。

**【答弁：中脇子育て支援課長】**

この件に関しては、一旦保護者を集めて、会をしている。その際、様々な意見が出たが、一つの方向でまとまったわけではない。いろいろな意見があることは把握している。方針を決定したうえで、保護者には説明し、お伝えしたいと考えている。

※他に質疑なく終了。

●続いて、下田保育所の高台移転について、子育て支援課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：中脇子育て支援課長】**

下田保育所においては、大規模災害が発生した際も、津波に対する避難は可能と見込んでいる。また、他方の要素として、現建物の法定耐用年数が残存しており、かつ、旧下田中学校舎よりも新しいことから、現時点では移転は考えていない。しかし、現在、旧下田中学校舎の利活用については、検討会において検討されているところで中間的な方針も出ているが、同施設の有効利用の観点から、最終的に移転が必要との判断がなされた場合には、その判断を踏まえ、改めて移転を検討することになると考えている。

※質疑なく終了。

●続いて、下田小学校の高台移転と旧下田中学校の早期復旧及び小中一貫校の設立について、学校教育課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：山崎学校教育課長】**

現在の小学校の立地場所については、津波浸水想定区域にあることは承知しており、課題であると捉えている。学校現場においては、平成23年の東日本大震災以降、ハード・ソフトの対策を重ねてきており、児童については、教員の適切な指導の下、安全かつ確実に避難できるものと考えている。よって、直ちに高台に移転する計画はないが、旧下田中学校等有効活用検討会で検討されており、同施設の有効活用の観点から移転が必要と判断される場合には、改めて移転を検討することになると考えている。なお、下田地区に限った小中一貫校の設置検討についての協議については、現在は考えていない。

また、学校の高台移転について、子どもの意見を聴く機会を持ってほしいという事案については、教育委員会でも、子どもたちの意見表明権を尊重し、意見を受け付け、大人の意見等と同じ取り扱いを考えている。意見等には、必要性や実現性を検討し、他の選択肢も考慮したうえで、回答等の対応を考えている。実際のところ、令和5年11月28日に、下田三地区区長会から、これらに関する要望書をいただいております。教育委員会としても実際に子どもたちの意見を聴きに行こうということで、10月20日に下田地区に行き、子どもたちと意見交換等をしたところである。また、2月19日にも下田地区の子どもが来庁し、教育長が対応する予定である。

再編計画や小中一貫校の話は、2年も3年もかけるのではなく早急に進めてもらいたいという事案に

については、第2次再編計画は、本市のより良い教育環境を考えて、それぞれの地域でご理解いただきながら取り組んできた。令和5年度末で、中学校に関しては学校再編が一区切りとなる。小中一貫校等の設置の検討は、下田地区に限った検討ではなく、本市においてこの再編を行った後で、どのような課題があるか等を検証したうえで、どのような目的を持った学校等が必要なのかを、時間をかけてしっかり議論すべきではないかと考えている。

**【質疑：澤良宜委員】**

本年正月に起こった能登半島地震は、子どもたちにとって非常に衝撃的な内容だったと思う。避難活動は常に行っていると思うが、想定外のことも起き得る。今以上の避難訓練を考えていけないと思う。高台移転に関しては、教育委員会に任せる方向でいるが、想定外の避難の仕方について、教育委員会ではどのように考えているか。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

平成23年に東日本大震災が起こってから、下田・八束両地区においては、優先して学校等の安全対策についても取り組んできていただいていた。学校の中だけで被災するとは限らない。高台に移転したとしても、下で遊んでいるときに起こる可能性もある。普段の学びの中で、子どもたち自身が、自分で考えられるようにならなければいけないと考えている。子どもたちの安全に対するレベルを、想定外の部分も合わせて、先生も保護者も一緒になりながら四万十市全体として学習していかなければならないと思う。

※他に質疑なく終了。

●続いて、休校舎の地区での利用について、学校教育課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：山崎学校教育課長】**

地区等が使用を希望する際は、申請書により内容を審査したうえで行政財産の目的外利用として、使用許可を出している。申請書の提出については、使用に関しての可否を判断するうえで、一定必要と考えている。中筋中学校については、現在は「中筋地域交流館」が利用しており、その都度申請書を出し、許可を受けたいと使用している。申請に関しての電子化については、時間をいただきたいというという答弁をしている。今後の利用方法について話し合いがないという意見に関しては、地域にも確認していきたいと思う。

**【質疑：廣瀬副委員長】**

内容の趣旨は理解していただいていると思うが、今は、最初に市役所に行って申請し、またもう1回市役所に来る場合もある。何らかの簡素化というのは、1回分を郵送等でも構わないとか。少し負担を軽減できることにまずは取り組んで将来のことを考えてもらえれば、今利用している人も、市は努力してくれていると受け取ってくれると思う。学校教育課の方針を一気に変えるという意味で質問をしているのではないが、地域の要望に沿って努力する姿勢は持ってもらいたい。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

十分承った。市全体に関わる部分になってくると考えている。できることから取り組めればと考えている。庁内全体で問題提起していければと思う。

※他に質疑なく終了。

●続いて、休校となった川登小学校と大川筋中学校の図書室の管理について、学校教育課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：山崎学校教育課長】**

管理は川登地区に委託している。両校の図書室に残っている図書については、現在稼働している学校等に照会をかけた中で、必要なものについては移管し、その後に残った図書となっている。基本的には今後活用予定の図書は残っていないが、結構な冊数の図書が両校に残っている。地区の管理においては、週1回風を通すよう鍵を開けていただき、見回り活動をしていただいたり、学期に1回は清掃をしている状況である。本事案については、管理を委託している川登地区を中心に話を聞き、できることがあれば対応させていただきたい。

**【質疑：澤良宜委員】**

活用できない図書は、ずっとそこに置くのか。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

今のところ、活用方法はもっておらず、休校になった学校の図書はそれぞれ残っている状況である。

利活用の観点からすれば、地域おこし協力隊が休校舎の利活用に取り組んでおり、残った机等を公売にかけたりしている。そういった中で、有効活用できる方法が何かないか、今後探していきたい。

**【質疑：廣瀬副委員長】**

この事案について、理解しづらい部分があったと思うが、この発言者は非常に本を大切にしており、本がほったらかしにされることが許せないことからの発言であったと思う。いらぬ本が残っているとんでもなく納得する話ではなく、市が保管庫のような場所を用意して、図書室には1冊も残さない状態にさせていただくのが一番いいと私は思っている。色々な考え方があるが、市民が不満に思わないような対応を考えていただきたい。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

今、解決策は持ち合わせていないが、どこかに保管してしまい込んでしまうと意味がないと思う。有効に活用できる方法については、今日意見をいただいた中で、また検討させていただきたい。

※他に質疑なく終了。

●続いて、地域の祭りの継承に対する補助や支援について、生涯学習課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：戸田生涯学習課長】**

現在、社寺における祭礼そのものへの補助や支援制度はないが、地域に係争される伝統芸能等については、文化財として指定し保存を図る制度がある。市内には指定文化財が75件あり、そのうち、芸能など祭礼に関する指定は4件ある。これらの芸能の維持継承に必要な修理等については、指定の種別によって、国・県・市からの補助を受けることができ、所有者や地域の負担も生じるが、補助金を得て道具の修理を行うことが可能である。このほかに、指定の有無にかかわらず、伝統芸能の継承に利用可能な制度もある。生涯学習課に相談いただければ、計画立案や申請、事業実施等について協力できるものと考えている。地域文化の継承に係る補助メニューは、今後、国・県などで計画される可能性があるため、今後も随時情報を把握し、共有していきたいと考えている。また、地域の祭り文化の記録化、アーカイブ化の支援については、本課でもできる限り対応したい。

※質疑なく終了。

●続いて、総合文化センター「しまんとぴあ」内にJ A窓口部門を配置することについて、生涯学習課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：戸田生涯学習課長】**

総合文化センターの整備については、利便性の高い中心地での整備を最優先し候補地を探していた。適地がなく難航していた時期に、J A本館が県から「要安全確認計画記載建築物」に指定され、耐震改修が努力義務となったことから、一定規模の敷地面積を有するJ Aと共同で整備を行うこととなった。利便性の向上や相乗的な交流活動の促進など、市・J A双方にとってメリットがあるものとして、同センター1階にJ A窓口部門を配置することとなった。なお、J A窓口部門をしまんとぴあ内に配置することに関しては、平成29年から平成30年に開催した総務常任委員会において、計4回にわたり説明・報告しており、市議会に必要なものは情報提供している。

**【質疑：川淵委員長】**

今更の話になるが、新しいJ Aに、窓口部門も作れたのではないかな。そうしたら、会議室等の部屋を少しでも使えたのではないかな。J A窓口部門をしまんとぴあ内に配置することに、反対はなかったのかな。

**【答弁：戸田生涯学習課長】**

この件については、複合施設整備研究会を7回開催し、十分に議論して決定したものである。また、J A窓口部門の会議室350㎡の部分については、J Aが入らなければ、元々その部分の面積は、しまんとぴあの面積に入らないものであった。よって、会議室等に使用できるスペースになることはなかったということになる。

※他に質疑なく終了。

●続いて、市民病院の現状と今後について、市民病院事務局から説明を受け、調査を行った。

**【説明：原市民病院事務局長】**

今般、令和6年度から令和9年度までを計画期間とする「四万十市立市民病院経営健全化計画」を策定し、その中で本院の現状を分析・評価し、今後の課題を整理している。本計画は、第1章から第5章まで構成となっている。第1章では、四万十市立市民病院を取り巻く環境として、将来の人口推

計等について記載し、第2章では四万十市立市民病院を取り巻く内部資源分析として、患者数、病床利用率、救急搬送件数等について記載している。第3章では財務分析として、市民病院の収益構造について、経営手法等を通じて説明をしており、第4章では、以上の外部環境、内部環境、全分析を踏まえて、評価・課題の整理を行っている。最後の第5章では、公立病院経営強化ガイドラインを受け記載を求められている6つの項目や、計画期間の収支計画について記載をしている。まとめとして、本院の現状と課題は、医師不足による企業収益の減少とそれに伴う経営環境の悪化である。一方で、全国に先駆けて、地域の人口減少・労働者人口の減少という局面を迎える中で、後期高齢者の医療需要等の拡大がしばらく続いていくが、いずれは縮小に転ずることは明らかであり、いかに地域の医療ニーズに調和しながら地域全体の医療体制を縮小していくことができるかが肝要になってくると考えている。市民病院だけで考えてもどうしようもないことなので、幡多けんみん病院や幡多医師会等を含め連携を強化する中で、将来あるべき姿を模索していきたいと考えている。

**【質疑：大西委員】**

給与費について、専門職は締めすぎると難しくなるかもしれない。あまり、厳しくしないように。

**【答弁：原市民病院事務局長】**

人件費に的を絞って費用を削減していくということではなく、他の収益・費用の適正化を図るなどにより、結果的に給与比率を下げたいと考えている。

※他に質疑なく終了。

— 休憩 —

— 再開 —

■次に、所管事項の報告を行った。

●まず、「西土佐診療所勤務医師の異動について」西土佐診療所事務局から報告を受けた。

**【説明：稲田西土佐診療所事務局長】**

令和6年4月1日より、多賀康博医師が着任した。年齢は58歳で、高知大学医学部を卒業され、現在岡山市内の医療機関に勤務されている。また、現在病気休暇中の立石秀郎診療所長が、復職することとなり、令和6年4月以降はこの2名体制で診察を行うこととなった。なお、八十島徳昭副診療所長からは退職の申し出があり、令和6年3月末をもって退職することとなった。

※質疑なく終了。

●次に、「医師の採用について」市民病院事務局から報告を受けた。

**【説明：原市民病院事務局長】**

医師の採用については、令和6年4月1日より田村康晃医師を採用することとなった。現在は、脳神経外科医として土佐市民病院に勤務しているが、今年度開始した医師海外留学支援制度に応募があり、1年から1年半程度本院で勤務した後2年間留学し、その後再度本院での勤務を予定している。また、現在育児休暇中の佐々木紫織医師が、令和6年4月より仁淀病院に赴任することが決まり、令和6年3月31日付で退職することとなった。

※質疑なく終了。

●次に、「医師海外留学支援制度の見直しについて」市民病院事務局から報告を受けた。

**【説明：原市民病院事務局長】**

今年度募集を開始し、助成期間を1年以上5年以内としている制度だが、留学期間中は臨床ができないため5年の需要はなく、また、助成期間を縮小しても制度の魅力自体に全く影響がないことがわかったため、来年度より、助成期間を1年から3年以内に見直すこととした。

※質疑なく終了。

●次に、「宿毛市陸上競技場整備にかかる補助について」生涯学習課から報告を受けた。

**【説明：戸田生涯学習課長】**

宿毛市以外の市町村と高知県が、宿毛市から補助金の交付申請を受ける形とするための宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金交付要綱を制定し、令和5年12月27日に交付した。本市の負

担と予算措置等について説明すると、測量設計費の全事業費が1,027万4,000円で、うち本市の補助金は96万円、本体工事の全事業費は3億5,990万円で、うち本市の補助金は3,545万6,000円でありこれらについては既に議決をいただいている。

令和6年2月1日現在における新たな報告として、写真判定機整備及び備品購入等の全事業費が3,777万3,000円で、うち本市の補助金は372万1,000円となっており、令和6年度当初予算で予算要求することとしている。また、障害種目で必要な水壕整備が改修メニューに追加され、令和7年度以降を想定し、3種公認を維持するためのランニングコストを期限付きでの補助対象とする。また宿毛市が本体工事と写真判定機についてスポーツ振興くじ助成金の申請をしており、採択された場合は各自治体の補助金が減額となる見込みである。

※質疑なく終了。

●次に、「生涯学習課事務所の移転について」及び「四万十市総合文化センターの附属設備の使用料に関する規則の制定について」生涯学習課から報告を受けた。

**【説明：戸田生涯学習課長】**

事務所の移転については、生涯学習課の全係が、令和6年2月26日から市役所本庁舎6階に移転する。市広報2月・3月号への掲載や、関係団体及び市民党への送付文書への掲載等により、市民への周知を図ることとしている。

また、四万十市総合文化センターの附属設備の使用料に関する規則については、令和6年2月5日開催の教育委員会の議決を経て制定した。今後は、予約受付者に周知し、附属設備の予約受付を開始する。

**【質疑：大西委員】**

大学誘致推進室の跡地に入るのか。あのスペースで、生涯学習課が本来果たすべき事務ができるのか。

**【答弁：戸田生涯学習課長】**

大学誘致推進室の跡地と学校教育課の半分に入る予定である。事務に支障のないように進めていく。

※他に質疑なく終了。

●次に、「第3期高知県国民健康保険運営方針について」市民・人権課から報告を受けた。

**【説明：加用市民・人権課長】**

当該運営方針については、第2期運営方針が令和6年3月31日に終了することから策定されるもので、県が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、県及び市町村の国民健康保険事業の運営に関し、第1章から第9章の事項について方針を定めたものである。

策定された第2期については、令和3年及び令和5年の全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行による所要の見直しと、令和4年8月に、知事・市町村長会議において、令和12年度に保険料水準の統一についての合意に伴う事項の追加を行い策定されたものである。

まず第1章、高知県国民健康保険運営方針の基本的な事項では目的根拠等を示し、県における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方では基本認識と方向性を示し、方向性では保険料水準統一を目指すことを目標としてあげている。

具体的には第3章、市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化において、保険料水準の統一や納付金の算定方法、令和12年度の統一保険料を目指して、市町村がそれぞれの状況に応じて保険料を改定するための方針を策定することが新たに盛り込まれることとなった。

また、第6章、国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持推進のために必要と認める医療費の適正化の取組では、県内医療費水準の均一化や抑制等を図るために、医療費分析に基づく県版データヘルス計画を策定し、これまで市町村ごとに策定していたデータヘルス計画を、県版データヘルス計画との整合性を図りながら策定し、市町村と一体となった効果的、効率的な保健事業を実施することを挙げている。

また、保険料方式について、当市においては、統一に向けて保険料水準の改定と保険税の賦課方式の改定の2点について、改定が必要となってくる。保険料水準の改定方針としては、令和9年度と令和12年度の2回の改定で統一保険料まで引き上げることとし、改定を行う年度には改定年度の国保会計が収支均衡する水準に税率を設定することとしている。保険税の賦課方式の改定方針については、令和12年度の税率改定とあわせて介護分の賦課方式を3方式から2方式に改定することとしている。

**【質疑：川淵委員長】**

幡多郡の市町村は軒並み上がり、しわ寄せが大きいと思うが、いきなり県下統一ではなく、幡多地区で協定を結んで共通して行う等の検討はできないか。

**【答弁：加用市民・人権課長】**

ブロックごとの統一も以前検討されていたようだが、後期高齢者医療の例も含め、県下での統一を図ることになったと聞いている。

※他に質疑なく終了。

●次に、「新型コロナウイルスワクチン接種について」健康推進課から報告を受けた。

**【説明：竹本健康推進課長】**

令和5年5月8日以降の感染状況としては、12月中旬以降増加傾向にあり、引き続き感染予防対策が必要な状況である。ワクチンの接種率については初回接種に比べ、令和5年秋開始接種はいずれの年代も減少している。新型コロナウイルスワクチンの接種方法は、令和6年度から季節性インフルエンザと同様となり、対象者には市町村が接種費用の一部を助成するよう検討している。対象者は65歳以上の人と60歳から64歳の基礎疾患を有する人としており、助成額は県内市町村で協議し、統一した額を決定する予定である。

※質疑なく終了。

●次に、「大川筋診療所の閉院について」健康推進課から報告を受けた。

**【説明：竹本健康推進課長】**

平成29年4月より、竹本病院が月1回診療を行っていたが、対応する医師・薬剤師の確保が難しいことから、令和6年3月末をもって閉院となるもの。4月以降は、竹本病院が運行している月1回の無料患者送迎バスを利用し、竹本病院にて受診することになる。また、5月以降は体制が整備でき次第、看護師等が大川筋診療所に行き、竹本病院によるオンライン診療を開始する見込みとなっている。

なお、富山診療所も同様の形態で診療を行っているが、患者数も同様の状況で、将来的には継続が難しい状況であるため、昨年12月に富山地区の区長会には現状の説明をしている。

本市の高齢化は大川筋地区や富山地区のみでなく進行しており、今後は中山間地域の医療体制の確保において、オンライン診療の効果的な活用方法を検討していきたいと考えている。

**【質疑：大西委員】**

オンライン診療の導入時期と費用について聞きたい。また、バスは月に1回か。

**【答弁：竹本健康推進課長】**

導入時期は令和6年5月をめどに準備している。オンライン診療に係る機器の購入は竹本病院が行い、通信料は市の方でみていく。バスは4週間に1回である。

**【質疑：澤良宜委員】**

薬の処方は？

**【答弁：竹本健康推進課長】**

竹本病院が、調剤薬局による郵送もしくは訪問の形で調整している。

※他に質疑なく終了。

●次に、「四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について」高齢者支援課から報告を受けた。

**【説明：武内高齢者支援課長】**

高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体化した計画として、令和6年度から令和8年度の3年間で1期とする、四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定した。第9期介護保険事業計画における施設整備では、西土佐地域において、認知症対応型共同生活介護事業所が減少したこと等により、現在9床の認知症対応型共同生活介護を18床に増床するよう予定している。介護保険料については、令和5年度末で約5億2,000万円の介護給付費準備基金残高が見込まれることから、1億6,170万円の取り崩しを行い、保険料を下げるよう考えている

※質疑なく終了。

●次に、「四万十市放課後児童クラブ・放課後子ども教室・児童館運営業務公募型プロポーザルの実施状

況について」子育て支援課から報告を受けた。

**【説明：中脇子育て支援課長】**

令和5年12月27日に第1回審査委員会を開催し、公募の要件や審査項目等を決定した。令和6年1月9日に公募型プロポーザルの実施について公告し、1月24日に参加者1者を決定した。2月9日に提案書の提出があり、現在審査の準備を行っているところである。本プロポーザル審査委員会は、副市長ほか関係5課の課長が委員となっているが、関係者・当事者の意見を事業者選定に反映させるため、小学校校長会の代表及びPTAの代表各1名に出席要請し、意見を聴くこととしている。2月20日にヒアリングを実施し事業者選定を行い、3月上旬に契約を締結し、4月1日から新体制で業務を開始したいと考えている

**【質疑：澤良宜委員】**

参加者1者は内定ではないのか。

**【答弁：中脇子育て支援課長】**

プロポーザルの点数に基準があり、その基準を超える必要がある。

**【質疑：川淵委員長】**

小学校校長会の代表とPTAの代表は、プロポーザルの委員になってそれぞれ判定するというのではないのか。

**【答弁：中脇子育て支援課長】**

この方たちの意見も審査の中に反映されると見込んでいただいて結構と考える。

**【質疑：大西委員】**

公告期間が2週間では短くないか。

**【答弁：中脇子育て支援課長】**

標準的な期間と考えている。

※他に質疑なく終了。

●次に、所管事項調査として、令和5年12月定例会より継続審査となっている陳情受理番号第2号「旧下田中学校舎の避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について」、審査を行った。

**【意見：大西委員】**

陳情にある3項目とも採択すべきとする意見に変わりはない。

**【意見：平野委員】**

1項目めの四万十市は子どもたちの意見や権利を尊重することについては当然尊重している。2項目めの下田保育所・下田小学校を高台移転することについては特に反対はない。3項目めの下田地域に小中一貫校の設置検討を早急にすることについては、本市での小中一貫校はまだ不明瞭であるため不採択と考える。

**【意見：上岡真一委員】**

2項目めについては、検討会での意向もあり賛同の考えである。3項目めについて、小中一貫校を下田地域にということは考えていない。学校再編がやっと決まったところであり、まだ様子見が必要と考える。今の段階で、四万十市に小中一貫校が必要とは思っていない。

**【意見：澤良宜委員】**

1項目めについては当然のこと。2項目めについては、検討会で動きがあると聞いており、検討会の意見を尊重したいと考える。3項目めについては、下田地域に設置という部分が引っかかる。声に出せていないだけで、他の地域で作ってほしいところがあるかもしれない。

**【意見：廣瀬副委員長】**

1項目と2項目については採択すべきと思う。3項目めについては、非常に魅力的な取組だと考えてきたが、前回の委員会で意見を聞いた後、より良い小中学校の存続等について自分なりに考えていたが、下田地域への小中一貫校の設置については若干不安が芽生えてきた。採択を躊躇している。

**【意見：川淵委員長】**

3項目とも採択すべきである。3項目めについて、なぜ下田地域かという部分への引っかかりについては分からないでもないが、下田は大学問題で中学校の存続を諦めた部分もある。下田地域は大変な思いをしてきた。ここに小中一貫校を作ってあげたい。

- 小休 —
- 採決方法を協議。
- 正会 —

※挙手採決の結果、賛成多数で一部採択すべきものと決した。

- 小休 —
- 一部採択の事項について協議。
- 正会 —

※1項目め及び2項目めを一部採択すべきものとすることを確認した。

**【意見：大西委員】**

3項目めに関して確認したい。下田地域に限定していることが採択できない理由か。

**【意見：上岡真一委員】**

先ほども言ったが、学校再編がやっと決まったところであり、まだ様子見が必要と考える。学校再編がスタートして課題等が見え出し、小中一貫校の設置をすべきという議論が出てきたときに考えることと思う。

**【意見：廣瀬副委員長】**

小中一貫校については検討すべきとは思っているが、下田中学校を存続させたとして、良い教育環境が保てるか不明である。教育環境の良い中学校と小学校が、一貫してより良いところを目指して、一貫校を作っていくのでなければ、本当に素晴らしいものはできないのではないかなと思うようになったので、今回は採択できないという判断をした。

**【意見：大西委員】**

今後必要なら議論をとということで了解した。

■次に、所管事項の調査アについて、答弁内容や今後の取り扱い等について確認。

- 小休 —
- 西澤事務局長より、総務常任委員会での確認の趣旨について説明。
- 正会 —

※継続しての調査が必要になった項目はなく、今委員会での執行部答弁で了とした。  
結果報告については、広報公聴委員会で対処をお願いすることとした。

■次に、事務局から事務連絡を行った。

- 小休 —
- 四万十市区長会への出欠について
- リンクットでの連絡について
- 正会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。